

令和元年度 第8回庁議要旨

日時：令和元年7月16日（火）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 新たな字の区域を画することについて（河南総合支所・産業部）

美里町を中心とした石巻市を一円とした地域について、ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県北部地方振興事務所が事業主体となり、平成16年度から青木川地区を対象に土地改良事業（農地整備事業）が実施されている。今般ほ場が大区画に整備されたことに伴い区画が変更され、字界が不明確な状況となっている。

土地改良事業により、従来の区画が変更されたことから、新たに字の区域を設定し、対象農地を編入するもの。

(1) 主な内容

事業区域内の石巻市北村字朝日前ほか12の字の全部又は一部の区域を、施行した土地の形状に合わせて、新たな字の区域に変更するもの。

新たな字名	左の区域に編入される区域
北村字新大番所	北村字朝日前の一部、北村字新天神下の一部、北村字鳥の巣二の全部、木間塚字馬場崎の全部
北村字青木	北村字新鑑曲の一部、北村字新桑柄の一部、北村字新大尻の一部、北村字桑柄二の一部、北村字大尻二の一部、北村字熊崎の一部、北村字大日の一部、二郷字鳥ノ巣の全部、二郷字新堀の一部

※詳細は別添「位置図」及び「字界図」のとおり

(2) 今後の予定

令和 元年 9月 市議会第3回定例会に新たな字の区域を画することについて提案

令和 2年 3月 換地計画確定

[報告事項]

1 東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の見直しについて

（復興事業部）

東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、津波災害区域や地盤崩落などの自然災害から市民を守るため、住居の用に供する建築物の建築を制限する災害危険区域を平成24年12月1日告示により定め、同区域内から個別に住宅を移転する被災者に対し補助金を交付している。

国が、平成31年3月29日付けで社会資本整備総合交付金交付要綱の一部を改正したことを受け、県から、6月21日付けで補助限度額の見直しを含めた改正内容について通知された。

危険な地域に居住する者の安全確保のため、危険な住宅に代わる移転先での持ち家の取得や公的住宅への入居など、選択肢を広げることにより、円滑に安全確保が可能となるよう、事業要件

の拡充等を図る。

(1) 主な内容

東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業のうち、危険住宅の除去等に要する経費について、補助限度額を、現行の80万2千円から95万7千円に引き上げる。

(2) 今後の予定

令和元年7月 東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部改正（施行予定年月日：令和元年7月、平成31年4月1日遡及適用）

2 プレミアム付商品券事業の実施について（福祉部・産業部）

本年10月に実施される消費税・地方消費税の10%への引上げに伴い、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、低所得者・子育て世帯向けにプレミアム付商品券の販売を実施するもの。

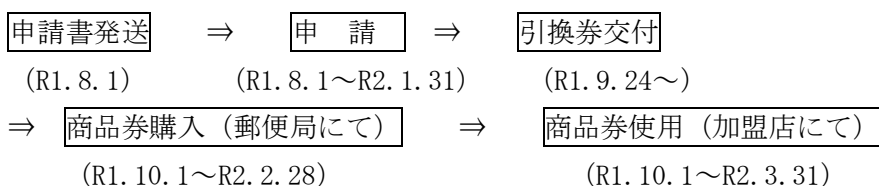
(1) 主な内容

① 購入対象者等

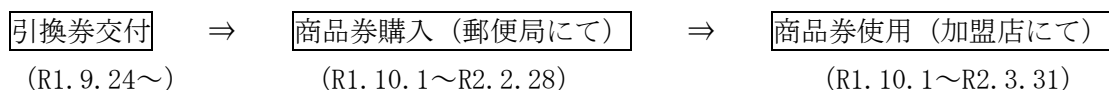
区分	ア 住民税非課税者	イ 3歳未満の子育て世帯
購入対象者	平成31年1月1日時点で本市に住民登録のある方で、平成31年度住民税非課税者 ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者を除く	平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に生まれた3歳未満の子が属する世帯の世帯主
商品券	【購入限度額】 25,000円（販売額20,000円） 額面：1枚500円×10枚の1セットを一人あたり5セットまで購入可能（5回分割購入可）	
対象者数	33,597人 （平成31年度当初賦課時点）	3,000人（見込）

② 申請書発送から商品券使用までの流れ

ア 住民税非課税者



イ 3歳未満の子育て世帯



- ③ 委託先 石巻商工会議所に商品券の作成、加盟店募集、加盟店への換金業務を委託
商品券の販売は、石巻商工会議所から市内郵便局に再委託

(2) 今後の予定

令和元年7月中旬 プレミアム付商品券事業実施要綱制定
8月1日 臨時窓口・専用電話開設、非課税者分の申請書送付開始
8月1日～令和2年1月31日 非課税者分の申請受付期間
9月中旬～ 購入引換券発送
10月1日～令和2年2月28日 商品券販売期間
10月1日～令和2年3月31日 商品券利用期間

3 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の実施について（福祉部）

平成31年度税制改正大綱策定に向けた平成30年12月の与党政調会長間の合意において、令和元年10月から消費税率が引き上げとなる中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされた。

これを踏まえ、国は、平成31年4月1日付けで、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領を制定した。

子どもの貧困に対応するため未婚のひとり親に対して、消費税率引き上げの影響緩和を図るもの。

(1) 主な内容

消費税増税分の臨時・特別の給付措置として、下記の受給対象者に対し、申請により、17,500円の臨時・特別給付金を支給する。

- ① 対象者 本年度の11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母のうち、これまで婚姻(法律婚)をしたことがない者で、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者。
- ② 基準日 令和元年10月31日
- ③ 支給金額 17,500円/世帯
- ④ 申請期間 令和元年8月1日から令和2年2月3日
- ⑤ 支給時期 令和2年1月10日から3月末日

(2) 今後の予定

令和元年7月 石巻市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱制定（施行予定年月日：令和元年8月1日）

8月～ 申請受付開始

市ホームページ及び市報により周知するほか、8月の児童扶養手当現況届時に周知

4 幼児教育・保育の無償化について（福祉部・教育委員会）

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、国では、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）などを踏まえ、消費税率引上げの時期

に合わせて、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を開始すべく、子ども・子育て支援法の一部が改正された。

子どもたちの健全な育成と、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すとともに、保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮するため、必要な制度を整備し、幼児教育・保育の無償化を実施するもの。

(1) 主な内容

【無償化の対象者・対象範囲等】

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

区 分	0歳～2歳	3歳～5歳	
	保育の必要性あり 住民税非課税世帯	保育の必要性あり	保育の必要性なし
・市立幼稚園	該当なし	無償	無償
・私立幼稚園	該当なし	月額 25,700 円まで	月額 25,700 円まで
・幼稚園の預かり保育	該当なし	月額 11,300 円まで	該当なし
・認可保育所	無償	無償	該当なし
・認定こども園	無償	無償	無償 (預かり保育は対象外)
・地域型保育事業	無償	無償	該当なし
・認可外保育施設 ・病児保育事業 ・一時預かり事業 ・ファミリー・サポ- ト・センター事業	月額 42,000 円まで	月額 37,000 円まで	該当なし

・幼稚園、認可保育所、認定こども園の給食費について

3～5歳児：年収 360 万円未満相当世帯及び第 3 子以降の児童は、給食費のうち副食費分が免除

0～2歳児：保育料に含まれる

② 就学前の障害児の発達支援

・ 就学前の障害児（3～5歳児）の発達支援（児童発達支援事業所）の利用料を無償化

(2) 今後の予定

令和元年 9 月 市議会第 3 回定例会に石巻市認可保育所等の保育料に関する条例等の一部改正及び関連補正予算案について提案（令和元年 10 月 1 日施行予定）

石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則等の一部改正
(令和元年 10 月 1 日施行予定)

10 月 幼児教育・保育の無償化開始

5 アンバサンの石巻市指定文化財指定について（教育委員会）

アンバサンとは長面地区で行われている祭りで、神社総代、地区の役員、氏子青年会、招待者、氏子等が中心に行っており、東日本大震災により長面地区が災害危険区域に指定され、居住できなくなっただけでなく元の地域住民が集まり伝承してきた。

平成 26 年からは東北大学による調査が行われ、平成 28 年にはアンバサン保存会が結成された。

令和元年 5 月 30 日に、アンバサンの保持者であるアンバサン保存会会長より石巻市指定文化

財の指定申請書が提出されたことから、文化財保護委員会へ諮問したところ、指定することは差し支えないとの答申を受け、同年6月27日開催の、石巻市教育委員会定例会に提案し承認され、同日石巻市指定文化財の指定を行った。アンバサンの保存、伝承は、石巻市指定文化財の指定をすることで、なお一層の保護・保存が図られる。

(1) 主な内容

- ① 文化財の名称：アンバサン
- ② 文化財の種別：民俗文化財（無形民俗文化財）
- ③ 文化財の所在地：石巻市長面
- ④ 文化財の保持者：アンバサン保存会 会長 阿部 邦英
- ⑤ 指定年月日：令和元年6月27日
- ⑥ 文化財の概要：
 - ・ 石巻市長面鎮座北野神社末社大杉神社例祭に行われる神事。
 - ・ 毎年2月8日に直近の日曜日に行われている。
 - ・ 創立年代は不明であるが、300～400年以上前から続いているといわれている。
 - ・ 参加者は大根の先を切って、そこに鍋釜から集めた煤であるヘソビを付け、参加者同士で顔にヘソビを塗りつけることで、身体健康、無病息災を祈る。
 - ・ ヘソビが付いたまま、宮司の先導の後の太鼓に合わせて三度声高らかに唱え言葉を唱和し、大漁、五穀豊穡を祈る。
 - ・ この個性的な特徴から奇祭とも称される。

6 石巻市指定文化財「旧石巻ハリストス正教会教会堂」の一般公開について（教育委員会）

明治13年に現千石町に建設された「旧石巻ハリストス正教会教会堂」は、木造の教会としては国内最古の建造物である。昭和53年の宮城県沖地震によって甚大な被害を受けたものの、歴史的・建築学的に高い価値があることから、昭和55年に中瀬公園に移築、復元した。平成23年の東日本大震災によって再び被災したものの、平成27年、同じ場所での復元が決定し、平成29年9月に復元工事を着工、翌年9月に完了した。

なお、本建物の復元事業は、石巻市中心市街地活性化基本計画に位置付けている。

東日本大震災で甚大な被害を受けたにもかかわらず、躯体が残ったことで復興のシンボルとなった文化財を早期に公開し、指定文化財として保存活用を図ることで、市民の心の拠り所となり、本市の歴史、文化を知る機会となって、郷土愛を育むことにつながる。また、旧観慶丸商店、石ノ森萬画館、いしのまき元気いちばとの動線を引くことで、中心市街地活性化に資することとなる。

(1) 主な内容

復元した「旧石巻ハリストス正教会教会堂」の一般公開を行うもの。

【概要】

- ① 施設の所在 石巻市中瀬3番18号
- ② 施設概要 明治13年建築。木造2階建ての歴史的建造物（市指定有形文化財）
建築面積：83.38㎡ 延床面積：166.76㎡

- 1階：ポーチ、玄関ホール、居室、集会室
2階：聖所、至聖所、升壇、祭具室
- ③ 一般公開開始 令和元年8月2日（金）から
- ④ 公開の概要 開館：月～金曜日 午前11時～正午・午後1時～午後3時
土・日曜日 午前10時～正午・午後1時～午後3時
及び祝日
休館日：毎週火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当
る時はその翌日。12月29日から翌年の1月3日。
観覧料：無料
- ⑤ 施設管理 一般社団法人 石巻観光協会

(2) 今後の予定

- 令和元年7月20日 仮設スロープ及び説明板の整備
30日 オープニングセレモニー
8月 2日 一般公開

※報告事項6については、内容を精査の上、再度報告することとした。

【その他】

- ・令和元年第3回定例会会期日程（案）について（総務部）
- ・令和元年度こころ元気キャンペーン実施要領について（健康部）

以 上